

2016 年 7 月検定 特別記事企画

第 5 回：本試験の出題形式②「一問一答」○？ × ？ 正解にドキドキ！

手塚治虫の大ファンである友人が飲み会の席で、「この前、手塚先生の“ジャングル大帝”がいわゆる海賊版として違法にコピーされ、販売されていたんだ。これは著作権の侵害だね。このような名作は先生の死後も永久に保護していかないとね！」と意気込んでいました。それを聞いたあなたは？

5 回目は、「本試験の出題形式②「一問一答」クイズ形式で楽しく学習。○(マル)？ × (バツ)？ 正解にドキドキ！」というお話です。まず、前回の復習です。ビジネス実務法務 3 級で出題される問題には、大きく分けて 2 つの問題形式がありました。それは、「文章穴埋め」形式と「一問一答」形式でした。今回は、一問一答形式についてのお話です。

一問一答形式は問われる法律の範囲が広い！

“一問一答”とは、いうまでもなく、短めの問題に対してそれが「正しい」のか「誤っている」のかを答える形式の問題です。一言でいうと、○× 問題です。

第 1 問 次の事項のうち、その内容が正しいものには①を、誤っているものには②を、解答用紙の所定欄にその番号をマークしなさい。

- ア. 会社法上、支配人は、重要な職務を執行する会社の使用人であるから、株主総会において選任されなければならない。
 - イ. 労働者派遣事業法上、派遣先は、必ず派遣元事業主を通じて派遣労働者に業務上の指揮命令を行わなければならない、派遣労働者に対して直接に業務上の指揮命令を行うことは禁止されている。
 - ウ. 例えば倉庫に保管されている商品全部というように、絶えず数量が変動する集合物であっても、譲渡担保の目的物となり得る。
- (2013 年第 33 回第 1 問より一部抜粋，以下略)

上記は実際のビジネス実務法務 3 級本試験の問題を一部抜粋したものです。内容は当然分からなくて良いですよ。

ここでのポイントは、上記のア～ウの内容をみると、アは「会社法」の知識、イは「労働者派遣事業法」の知識、ウは「民法」の知識だということなんです。このように、一問一答形式の問題では、1 つの法律について問われるのではなく、ビジネス実務法務 3 級で出題される法律が“広く”問われます。

その結果、例えば、民法しか学習していない方は、ウの問題しか解答できないということになってしまいます。したがって、この形式の問題で点数を稼ぐためには、出題範囲を“広く”学習する必要があります。

ポイントを絞って楽しみながら学習するのが効果的！

そこで、日頃の“一問一答形式の問題集”での学習が効果を発揮します。

ブログの第 3 回で紹介した問題集は、ビジネス実務法務 3 級の広い出題範囲の法律を網羅しています。そして、試験でよく問われるポイントに“絞って”問題を掲載しています。

この“絞って”という点が非常に重要です。以前にも書きましたが、テキストを読んでいるだけでは、どこが試験で問われるポイントなのか理解できません。問題の形で問われることにより、はじめて重要なポイントがどこか理解できるのです。一問一答問題集を解くに当たり大切なことがあります。それは一言、「楽しんでやる」ということです。問題集は、「これは○!」、「いいや× だろ!」とクイズを解く軽い感じでトライしてみてください。問題の答えが分らないと、悩んでしまい、その結果長続きしません。最初からできる人なんていないので、悩む必要はないのです。確かに、はじめのうちは、ムズカシイ言葉がたくさん出てきて嫌になるかもしれません。でも、同時並行で学習しているテキストを読み進めて行けば自然と理解できてきます。逆に問題集をやることにより、テキストの内容が理解できることもあるでしょう。この 2 つには相乗効果があるんです。しつこい！ですが、このブログの復習です。1 日のスキマ時間の勉強は 30 分 × 2 回分をとりましょう。そのうち、最初の 1 回分は「テキスト」を読みましょう。最後の 1 回分は「一問一答形式の問題集」をやりましょう。

冒頭の友人の話。ビジネス実務法務 3 級合格者のあなたは、「君の話は分かるけど、著作物の著作権は、作者の死後 50 年までしか保護されないよ。手塚治虫さんは 1989 年（平成元年）に亡くなられたから、2039 年（平成 51 年）までが著作権の保護期間ということになるね。」という話をし、友人から「ファンでない君が手塚先生の亡くなられた年をよく知っているね!」と感心されるでしょうね!」